

〈論 文〉

# ハリントン『民衆的統治の優位性 第二分冊』における 聖俗統治の一元的把握(2)

——叙任の三類型と土地所有状況の連関——

竹 澤 祐 丈\*

- I はじめに
- II 著作の背景
  - 1 執筆目的と特徴
  - 2 二人の神学博士：ハモンドとシーマン
  - 3 『リヴァイアサン』の衝撃とその按手礼論
  - 4 ホップズに対するハモンドの反論（以上，第188巻第3号）
- III 『優位性』の主張とその含意（その1）：旧約聖書解釈に関する論駁
  - 1 著作の構成と目的
  - 2 Chirotonia と Chirothesia：語源的説明
  - 3 Chirotonia と Chirothesia：歴史的捏造
  - 4 旧約聖書における Chirotonia とグロティウス
  - 5 Chirothesia の定着への第一の画期：バビロン捕囚
  - 6 Chirothesia の定着への第二の画期：教皇制の確立（以上，本号）
- IV 『優位性』の主張とその含意（その2）：新約聖書解釈に関する論駁
- V おわりに

## III 『優位性』の主張とその含意（その1）：旧約聖書解釈に関する論駁

### 1 著作の構成と目的

本章では、『優位性』第一～四章におけるハリントンの旧約聖書の註解を分析することで，多数者（民衆）による叙任と少数者・単一者による叙任という二種類の型の存在を示しつつ，後者は限定的な条件下のみで存在する例外というハリントンの認識を析出する。そして叙任の型の決定因として土地所有状況をハリントンが重要視している点を明らかにする。

前章で議論したように，ホップズを批判したハモンドの解釈は，重要用語の原義とその慣行的理解の再検討を基に行われていたが，同じ手法を用いて，ハリントンによって再反論される。それが、『優位性』であった。つまり議論の基調として，ホップズとハリントンは，共にハモンドに対抗して，反聖職者的議論を共有していたとすることができる。ホップズの同時代人でその教会社会論に好意的な理解を持つ者の多くが，その明示的な表明を避ける中でハリントンが『優位性』の中でホップズの議論に賛同を示していることは特異であった。ハリントンを分析したポーコックは，両者の

---

\* 京都大学大学院経済学研究科准教授

関係を次のように解釈している。

ハリントンは自覚的に共和主義者であったのに対して、ホッブズは君主主義者であった。したがって、『オシアナ』における、教会と国家の関係付けに関する比較考察論は、『リヴァイアサン』のそれを共和主義的に強化したのものとして、読まれるのが正当なのである<sup>1)</sup>。

そしてホッブズとハリントンに共通する反聖職者主義的な歴史叙述の姿勢は、彼らの同時代人でのちの英国国教会チェスター司教ヘンリ・ファーン (Henry Ferne, 1602-1662) によっても明確に指摘され、批判されている<sup>2)</sup>。それによれば、

統治、聖職叙任、破門について、教会もしくは信仰の観点から [ハリントンによって] 述べられることは、英国国教会を論難する昨今の方法に見られるような、多くの無知や強弁がもたらす些末な言挙げや珍説を含む議論であり、それはリヴァイアサン [の議論] においてより体系的に論じられていたし、実際にこの紳士 [ハリントン] による以下の論考 [『オシアナ』] でも議論されている。そして嘆かわしいのは、あたかも普遍教会 the Catholic Church の信仰箇条を忘れてしまったか、あるいは理解していなかったかのように、あのように多くの人々 (特に良き紳士たち) が、宗教の問題に関して、厚顔無恥で余計な干渉でもある [破廉恥な] 意見を表明していることである<sup>3)</sup>。

同時代の常識のひとつである、俗人が「宗教の問題」を論ずる問題点<sup>4)</sup>を強調しながら、ファーンも確かに、ホッブズとハリントンの共通性を、教会と国家の関係付けに関する歴史的考察の内容に見出している。

しかしながらハリントンはホッブズの議論を単純に再述したのではなく、異なる議論の強調点を伴うという点で大きく相違していた。ポーコックも指摘するように、ホッブズは、「主権的権力」と並び立つような教会権力は、原初より存在しなかったことを論証する必要を感じていたのに対して、

1) Pocock (1977), p. 79. ホッブズの議論を「共和主義的に強化」されたものとしてハリントンを解釈するポーコックは、カトリック、英国国教会主義、プロテスタントの間で議論が展開する英国共和主義思想の特徴を前提としている。すなわち、信仰と理性的思考の共存を唱える理神論的な傾向を持つ英国共和主義思想という理解である (Champion (1992), Champion (2003), Jaffro (2003) を参照)。この点は、キリスト教を否定し、人為宗教的な「最高存在」の強調に向かうフランス共和主義思想を持つ反聖職者主義とは議論の様相が大きく相違する理由でもある。なお共和主義思想と宗教・キリスト教の問題については、本稿の第V章で簡潔に言及する。

2) ファーンからのこの反応は、内乱を避けてヨークに引退している時期に書かれたものである。ファーンは国王付き司祭としてチャールズ一世の死の直前まで伺候しただけでなく、教会論や混合政体論に関する様々な論争を行った。主たる論争相手は、本稿で分析するハリントンに加えて、議会派の国教会聖職者チャールズ・ヘール (Charles Herle, 1597/8-1659)、フィリップ・ハントン (Philip Hunton, 1602-1682/3)、そして長老派聖職者のエドワード・ギー (Edward Gee, 1613-1660)、絶対君主政論者のロバート・フィルマー (Sir Robert Filmer, 1588-1653) など多岐に亘る ('Ferne, Henry (1602-1662)' in *ODNB*)。特にフィルマーとの国制理解の相違から、ファーンは、通常、混合君主政を支持する「立憲的王党派」に分類される (*ibid.*, Smith (1994), pp. 228ff. など。なお混合君主政や制限君主政に批判的なフィルマーからファーンへの批判は、Filmer (1648), pp. 1ff. を参照)。

またファーンは、ハモンドやのちのアーマー大主教のジョン・ブラムホール (John Bramhall, 1594-1663) と共に、内乱期の英国国教会の置かれた困難な状況を、「ローマの教会 (いわゆるカトリック教会)」から英国国教会が分裂した宗教改革とは異なり、単なる「内部対立に基づく主導権争い schisma」と評し、カトリックとも急進的プロテスタントとも異なる英国国教会の宗教的立場を擁護する議論を展開した (Ferne (1655), ch. XV, 'Ferne' in *ODNB*)。なおファーンの言う「ローマの教会」の含意については、脚注3を参照。

ハリントンは、どのようにして教会権力が独立的な地位を〈僭称〉するようになったのか、つまり〈あやまてる歴史過程〉そのものを明らかにする必要を感じていたのである<sup>5)</sup>。

そしてそのことは、実際の歴史解釈における両者の相違をももたらしている。すなわちホップズは、古代イスラエルが統治機構のモデルとして持つ規範性<sup>6)</sup>の確認を議論の目的に置くのに対して、ハリントンはその規範性がどのように失われていくのか、そしてそれが彼の同時代の社会論にどのような影響をもたらすのかに議論の関心を集中させている。換言すれば、そのような歴史過程、特に聖職叙任に関する聖職者の歪曲的な解釈がいかにして生じたのかを示すことで、ハリントンは、その社会的「共同体」構想の妨げとなるものを取り除こうとするのである<sup>7)</sup>。

この目的のために、『オシアナ』の議論を踏まえつつ、『優位性』が執筆されていると言えよう<sup>8)</sup>。後者では、後述するように、叙任を聖職だけでなく公職一般の任命権として理解した上で、その原義を、聖書解釈に立ち返って検討・確認し、その結果を以ってハモンドへの再反論が行われている。そしてハリントンは、聖職者の機能を（本来の）教えることに限定した上で、聖職者を任命する按手礼もまた、世俗の官職任命権と同じ原理に基づく叙任の一形式に過ぎないと強調し、それを土地所有状況との関連で提示する。すなわち聖と俗の叙任の仕方は、土地所有状態によって一元的に立論されるべき問題としてハリントンによって把握されている。この点で大変重要なのは、ホップズ

3) ファーンの言う「普遍教会」とは、プロテスタントの立場に立つ英国国教会と対立するカトリック教会のことではない。むしろファーンは、宗教改革以前から続く「キリスト教会」として英国国教会を位置づけ、ローマに位置する（いわゆる）カトリック教会とは、共通の基盤を持つ対等の立場に立ちつつも、「ローマの教会」が「多くの誤謬と迷信」により腐敗したがゆえに、英国国教会こそが「普遍教会」の由緒正しい教義と伝統とを継承する正当な教会としている（Ferne (1655), chs. I & XV）。そのためファーンは、いわゆるカトリック教会のことを、「ローマの教会 Romish Church」と表現する。

なおファーンからのハリントンへの批判は、'*Pian Piano or Intercourse between H. Ferne, Dr in Divinity and J. Harrington, Esq. Upon occasion of the Doctor's Censure of the Commonwealth of OCEANA*'と題されて、著作集に収録されている（*Works*, pp. 370-371）。

4) 俗人による教会統治論やヘブライ国家・教会論は無意味で「醜悪」とするファーンに対して、ハリントンは、カロルス・シゴニウス（Carolus Sigonius, 1524-1584）、バクストリフィウス（Buxtorfius）、コルネリウス・ベルトゥラムス（Cornelius Bertramus, 1531-1594）、グロティウス、セルデン、ペトルス・クナエウス（Petrus Cunaeus, 1586-1638）のような俗人が素晴らしい議論を行っていると言っている（*Works*, p. 383）。

特にライデン大学神学教授のクナエウスの著 *Republica Hebraeorum* (1617) は、ユダヤの歴史に関する 17 世紀の書籍の中で「最も壮麗で最も名声がある」と見なされ（Sutcliffe (2003), p. 44）、また「オランダ共和国の設立の時点で、共和主義的な理論を最も強力に表明したもの」と評されている（Tuck (1993), p. 169）。なおこの書籍の最初の英訳版は、グロティウスの著作も英訳しているパークスデイル（本稿第Ⅱ章第4節、脚注27を参照）によって刊行されている。これらの思想家たちを、「政治的ヘブライ主義 Political Hebraism」に基づく思想家と評することがある（Neuman (2008), Nelson (2010)）。ハリントンもこのジャンルの議論を様々に利用して『優位性』を展開していることは確かであるが、厳密な意味での彼の議論の特徴は、むしろ、そのジャンルの議論を利用しつつ（ユダヤの歴史を記した旧約聖書ではなく）新約聖書の解釈を行う点にあると思われる。

5) Pocock (1977), pp. 91-93.

6) Pocock (1977), p. 92.

7) ハリントンの歴史叙述が持つ重要性については、サトクリフも指摘している（Sutcliffe (2003), p. 54）。

8) ポーコックは、ハリントンによる教会と国家の関係付けに関する歴史的考察が、『優位性』（厳密には第二分冊）において「ほぼ完成を見た」と評している（Pocock (1977), p. 96）。

やグロティウスが、聖と俗の問題をそれぞれが固有の異なる原理を持つものと説明した上で、後者による前者の制御を説く、聖俗二元論に基づく叙任論であることとは対照的ということである（詳細は、本稿第IV章で扱う）。

ハリントンが中心的に検討する具体的な重要語句は、Chirotonia と Chirothesia という二つの異なった叙任の原語である。ハリントンによれば、前者は、民衆による選出・任命を、そして後者は、単独者ないし少数者による選出・任命を示す。そこからハリントンは、二つの結論、すなわち、第一に、前者のほうが後者よりも、叙任の由緒正しい本来の姿であること、そして第二に、前者が民衆統治に、後者は君主政や貴族政に適合的であること、を導出するのである。

『優位性』は次のような内容を持つ5つの章から構成され、それらの議論は全て、聖書註解の手法を用いて行われている。第一章においては、Chirotonia と Chirothesia の語句の違いに関する語源的説明が行われ、第二章では、前者が民衆統治に親和的であることが示唆される。第三章では、Chirotonia は民衆統治から生じ、それが叙任の原初形態であったことを、イスラエル共和国やローマを事例に主張する。第四章では、Chirothesia は君主政や貴族政から生じ、それが叙任の二次的方法であったことを、バビロン捕囚後のユダヤ共和国を事例に主張する。そして第五章では、ハモンドやシーマンが説明するように、Chirotonia と Chirothesia が同一のものなのか、反対にハリントンが主張するように両者は異なるものなのかを、『使徒行伝』に描かれた教会統治のあり方を事例に検討する。すなわち第一章から第四章の予備的考察を前提に、実質的な議論を第五章で行うという構成になっている。当然ながら本稿の焦点も、第五章に当てられることになる。

## 2 Chirotonia と Chirothesia : 語源的説明

第一章の冒頭では『スーダ辞典 Suidas, *Lexicon*』<sup>9)</sup> を参照しつつ、Chirotonia が第一に、『イザヤ書』第58章第9節のエピソードのように、指をさすことを、第二に、多数者による「執政者の選挙」もしくは多数者による「法の承認」を意味するとハリントンは指摘する。そして、『スーダ辞典』の作者スイダスに加えて、「他の古代の著作者」たちも一般的に認めるのは、Chirotonia の「最も普通で自然な」含意が、民衆的選挙、アテネの場合は挙手によるそれを意味する点をハリントンは指摘する (502)<sup>10)</sup>。

これに対して、Chirothesia の中核的意味は、やはり「手を置くこと」であるが、ハリントンが重視するのは、手を置くことで叙任行為を行っていたユダヤ（旧約聖書時代）の慣行と共にこの言葉がキリスト教会へ流入したときに、意味の変容が起きたという事実である。すなわち、一人もしくは少数者による叙任、つまり「手を置く」方法を採用するか否かに拘らず、(民衆とは異なる) 一部の人々による叙任を意味するようになったのである (502)<sup>11)</sup>。

9) 東ローマ帝国で10世紀後半頃に編纂され、ギリシャ語で記述された百科事典を兼ねる辞典で、それ以前に発行された歴史的資料からの引用を豊富に事例とする貴重な書籍とされている (Dickey (2007), pp. 90-91)。なお英国では1705年にケンブリッジ大学から出版されている (Suidas (1705))。

10) 現在では多くの研究者が、『スーダ辞典』は複数の人物による作品であり、その作者は(スイダスではなく)不詳と考えている (Dickey (2007), pp. 90-91)。

なおハリントンとは対照的に、シーマンは、スイダスの Chirotonia 解釈を、民衆が作成した法と、元老院が作成した法の双方を意味すると解する (Seaman (1647), pp. 10-11)。これは、ハリントンによれば、元老院の布告と法とをシーマンが不適切にも同一視したことに由来する (*Works*, p. 480)。

この歴史の変容が生じたことは、上記の『スーダ辞典』だけでなく、聖書的事実によっても確認されるとハリントンは強調する。ハリントンが援用するのは、「その学識において並ぶものなく、また、[世俗の]利害や党派にとらわれることなく自らの[良心の]自由に従って」生きる、ルネサンス最大の知識人デシデリウス・エラスムス (Desiderius Erasmus, 1466-1536) による、『使徒行伝』第11章第19節から第14章の末尾の註解である(502)。ハリントンは、この註解を読者のために英訳し参照することで、上記の二つの叙任方法の相違を説明しようと試みるのである(502)<sup>12)</sup>。それによれば、この聖書的事実からもまた『スーダ辞典』と同様の解釈を導出できるとハリントンは結論付ける。すなわち Chirotonia と Chirothesia は共に「手を置くこと」であるが、前者 = 民衆による選出のみが本来の叙任の名に相応しく、後者は、「長老たちや教会幹部」による叙任 = 君主や少数者による選出を表現するものであり、(ハモンドたちによる) 後者に基づく主張は、その場限りの例外的な聖書のエピソードを普遍的と曲解した結果として捏造されたものに過ぎない(506)。

そして『優位性』第二章でハリントンは、新約聖書で伝道の舞台として描かれるローマの属州の事例に言及しつつ、属州においてさえ民衆的統治が行われている限り、民衆の権威によって聖職者を含む様々な執政官が選出されていたこと、すなわち Chirotonia による聖職者の選出が常態であったことを主張している(506-516)。

### 3 Chirotonia と Chirothesia : 歴史的捏造

そこで次に問題になるのは、例外であった Chirothesia があたかも叙任の原初形態とみなされるようになる歴史の捏造がいつ生じたのかである。その疑問に答えるために、ハリントンは、『優位性』の第三章と第四章において、Chirotonia と Chirothesia の歴史的混同が生じた原因を詳らかに分析している。

まず第三章では、旧約聖書で記述されているイスラエル共和国 Sanhedrin とローマの元老院を検討対象としつつ、Chirotonia が叙任権の原初的基礎であり、それは民衆統治と密接な関連を持つことが改めて主張される (chapter title, 516)。

この結論を導出するために、ハリントンは第三章の冒頭で、三つの重要語句についての確認を行う<sup>13)</sup>。なぜなら、ハリントンによれば、「一般的に、聖職者の議論の仕方は、物事よりもことば[の含意]のほうにより大きな影響を与える傾向を持っている」ので、彼らへの反駁に「必要なのは、

11) ハリントンが重要視するセルデンも同様の指摘をする (DS2, ch. 7, § 2 (pp. 281-285), § 7 (pp. 308-321) など)。

12) エラスムスは聖書の原典読解の必要性と註解の重要性を次のように語っている。「あなたは十分な注意を払って、ラテン語、ギリシャ語、ヘブル語の三つの言語を十分に取得しなければなりません。それは、聖書の秘儀が、これらの言葉で表されているということが明らかだからなのです」(エラスムス (1989), 228 頁)。エラスムスによれば、ヘブル語は旧約聖書の、そしてギリシャ語は新約聖書の原義を明らかにし、ラテン語はウルガタ聖書の解釈の特徴を理解するためにぜひとも必要である。現在、最も権威を認められている聖ヒエロニムスもまたこれらの言語を駆使してラテン語版聖書を編んだが、彼の解釈と自らのそれを比較し、いずれが「より確かで、より明確で、より意味のあることを述べているか」を判断して欲しいとエラスムスは言う (同上, 256 頁)。

また英国人文主義者・聖職者へのエラスムスの多大な影響については、Dodds (2009) を参照。

13) これらの用語は、シーマンが自説を基礎づけるために選択・依拠したものであり、ハリントンはそれぞれの原義に戻って、シーマン批判を展開している (Works, pp. 480-482)。

彼らが論争する際に「彼らの解釈こそが」真なる理解と強弁しているいくつかの重要語句に関する「本当に正しい」解釈を示すことであろう」と指摘する(516)。そこで三つの重要語句、すなわち *Chirotonia*, *psephisma*, *καθιστάναι* を選び出しつつ、それぞれについての正しい解釈を示すのである。

三つの重要語句の中でも最も重要な用語である *Chirotonia* については、『優位性』第二章までに『スーダ辞典』などを引用しながら既に議論したことを踏まえつつ、ハリントンは、それが端的には、「民衆・民会による選挙・投票 *suffrage*」を意味する点を再述する(516)。そして「その選挙・投票がきちんと行われているところでは必ず」、それが「最終決定権 *power*」であることをも意味する。この観点に基づけば、元老院内部での選挙・投票による決定事項は、民会による最終決定を待つ暫定的な判断(「布告 *decree*」)と別称されるべきであり、またそれは(「最終決定権 *power*」ではなく)「権威 *authority* に基づく行為」と呼ばれるべきである。したがって、元老院の暫定的な判断である布告は、シーマンの解釈のように「最終決定権による行為」と呼ばれることは決してなく、もしもそのように呼称されている歴史的な事例が存在したとしても、それは「極めてまれ」であり「不適切」な例外に過ぎない。すなわちハリントンによれば、*Chirotonia* は、機構論的には、(元老院ではなく)民会に、そして関与者の多寡の点では、(単一もしくは少数者ではなく)多数の民衆に固有の機能を示す語であった(516)。

次に取り上げる重要語は、*Psephisma* である。それは、元老院の布告などの暫定的な政策を意味するが、民衆統治においては権力による追認を受ける前の一時的な判断を含意する。実際にアテネの元老院の布告は、民会の同意を得る前の、(暫定的な)一年間の期限付きの法という意味に過ぎず、その時限性を除去するためには、民会の投票・決定 *Chirotonia* が改めて必要になる。しかも決定権 *Chirotonia* を元老院に与えるソロンによる国政改革もまた、そもそもソロンにそのような権限を持たせた根拠は、民衆・民会の決定 *Chirotonia* に基づく(516-517)。すなわちハリントンは、全ての最終決定権が、民衆・民会にあり、それを *Chirotonia* と表現すること、そして、元老院が持つ布告権やソロンの権限でさえ、原初的な権原が民衆・民会の最終決定権にあると説明する(516-517)<sup>14)</sup>。

そして最後に取り上げる重要語句は、*καθιστάναι* である。それは、「任命する *constitute*」, 「叙階する *ordain*」という意味を持ち、政治的な意味では、「権威」と同じものとハリントンは説明する。つまり民衆・民会によって検討される素材としての、「[元老院の] 布告や統治機構の草案を作成あるいは提案する」人物の機能を表現する際に使用される<sup>15)</sup>。

以上の三つの重要語の正しい含意を簡潔に示したハリントンは、これらの用語ほど不適切な意味に誤訳・誤解・誤用されてきたものはないと強調し、政治社会の問題を考える上では、自らが示すように理解されるべきであり、さもないと統治の混乱を招来すると警告する。したがって、それらの語の原義を、最良の政論家たちの作品の用例を参照しつつ、より明快に示す必要があると強調し、古典古代からの(新旧の聖書を含む)重要な作品に関する註解作業をハリントンは本格的に開始す

14) *Psephisma* に関するハリントンの解釈は、シーマンのそれへの批判に基づく (*Works*, pp. 481-482)。

15) ハリントンは、ハリカルナッソスのディオニュシオス (*Dionysius of Halicarnassus*, c. 60BC-after 7BC) の『ローマ古代誌』を例示しつつ、*καθιστάναι* は、元老院を招集する以上の意味はないとも主張する(517)。

ディオニュシオスは、ローマ帝国初期のギリシャ人の歴史家・修辞学者。神話時代から第一次ポエニ戦争までを扱う全20巻の『ローマ古代誌』(第1-11巻を除いて散逸)が有名で、ローマをギリシャ文化の後継者として描く傾向を持ち、他の多くの著述家によって参照された (*Wilson* (2006), pp. 228-230)。

るのである (517)。

この作業のためにハリントンが初めに参照するのは、アテネでの用例である。なぜならそれらの三つの用語が定着したのは、全てアテネにおいてだからである。ローマの事例を解説した辞典である『スーダ辞典』で既に確認したのと同様に、Chirotonia は、民会による選挙・投票によるあらゆる種類の聖俗の執政官の選出（一部はくじによる選出）や法の最終決定を含意していた (517)。そして、それらの決定は挙手によって行われていたので、Chirotonia は、次第に、挙手による選挙・投票をも意味するようになる (517)。これらの典拠としてハリントンは、デモステネス (Dēmōsthēnēs, 384-322BC)<sup>16)</sup>、ユリウス・ポルクス (Iulius Pollux, fl. 2 century)<sup>17)</sup>、アリストテレスに言及している (517-518)。「ソロンが民衆的統治を定礎した *καταστήσαι*」とアリストテレスは表現<sup>18)</sup> したが、このことは、ハリントンによれば、権威という名の提案権・主導権をソロンが発揮し、それをアテネの民衆が最終的に追認したことを示していた (518)。以上よりハリントンは、Chirotonia が「アテネの主権の権力 *sovereign power of Athens*」そのものであり、したがって、法の改廃と各種の公務従事者の選任に関する最終決定権を意味すると結論付ける (518)。

以上に描写したような、提案権・権威を持つ元老院や偉大な立法者の二者と、最終決定権を持つ民会・民衆との関係は、ディオニュシオスが伝えるローマの歴史においても確認できるとハリントンは言う (518)。ロムルスが、民衆を三つの州と三十の教区に分けた上で元老院を設置したとき、元老院議員を、州と教区から民衆の選挙によって各三名ずつ選出させ、一名だけをロムルスが選出した事例について、ハリントンは次のように議論する。すなわち民衆によって選出された者は、Chirotonia による選出議員と呼ばれ、後者は、Chirothesia による選出議員と呼ばれる。つまり、多数者による選出を Chirotonia、単独者や少数者による選出を Chirothesia と呼ぶとハリントンは強調する。(518)。

ハリントンは、ロムルスが採用した特殊な選出方法の妥当性を次のように説明する。それによれば、ロムルスによって選出された一名の元老院議員は、執政官、*praefectus urbi*、つまり「共和国の護民官 *protector of the commonwealth*」と呼ばれ、その人物は、「戦時に限って、国内統治において君主権 *royal power at home* を行使すること」ができる特別な存在であった (518)。つまりハリントンは、例外的な状況においてのみ、Chirothesia という特殊な任命方法が有効性を持つに過ぎないことを強調しているのである。

続いてハリントンは、聖職への任命も、世俗の執政官と同様の仕方、つまり民衆の選挙によって

16) ギリシャの政論家・弁論家で、ボリスの独立性の維持を強調し、反マケドニアの論陣を張るも失敗に終わり自害したが、その演説はアテネの法制度や政治に関する貴重な描写を含む資料とも評されている (澤田 (2010), 第8章)。

ここでハリントンは根拠としているのは、「ティモクラテス弾劾」第33節 (デモステネス (2003), 140-141頁) である。

17) 2世紀ごろに活躍したギリシャの言語学者で、彼の著作 *Onomastikon* は難解な法廷用語をはじめ音楽、演劇などに関する様々な用語・用例を集めた10巻本が、ほぼ完全な形で残存している (Hazel (1999), p. 197)。ポルクスの文言に関するシーマンの英訳は誤訳とハリントンは強調する。すなわちシーマンの解釈では、Chirotonia が、他者の提案への同意のみを意味することになり、結果として、民衆が最終決定権を持たないことになるとハリントンは批判する (*Works*, p. 481)。

18) Aristotle (2005), book 2, ch. 12, 1273b39: 105頁。

行われたという解釈を提示する(518-519)。すなわちハリントンが強調するのは、民衆のみが聖職任命の権原保持者という点である。

ローマの全ての法と、王さえも含む全ての公職者たちは、共和国の秩序 orders に依拠し、民衆の選挙により公布・選任されている(519)

のであった。上記の解釈の妥当性を主張するためにハリントンは、カルヴァンが聖職者の選任について註解する『キリスト教綱要 第四編』第3章第15節から引用を行っている。

実際、ローマの歴史家たちがこのように「会衆の同意を得て長老を選ぶのを常態としていたと」語るのはまれではなく、執政官は民会を招集して新しい公職者を立てたが、それは人々の同意を得ると共に、選挙に際して秩序を守るようにするために他ならなかった<sup>19)</sup>。

そして重要なのは、ソロンの場合と同様に、ロムルスが国制と官職とを設置・導入するという意味で *καταστήσασθαι* という表現が使用されている点である。すなわち、ロムルスもまた共和国の体制と官職秩序とを、民衆の同意 *Chirotonia* によって設置したのである(519)。このようにハリントンは二種類の叙任方法が存在することを基本的に認めているが、この併存が後段の議論の伏線になっている。

#### 4 旧約聖書における *Chirotonia* とグロティウス

アテネとローマの事例に対する分析結果をハリントンは自説の補強に用いたが、これらの議論を踏まえた上で、三つの重要語句を原義とは別の意味で使うことは「破廉恥」な行為であり、キリスト教だけでなくユダヤ教の正しい慣行を参照して、叙任をさらに正確に理解すべきとハリントンは主張する(519)。つまり異教徒ユダヤ人の叙任理解の否定や無視ではなく、そのあり方からも自説の正しさが支持され得るとするのである(519)。

ここからハリントンの考察は、旧約聖書に向けられる。もちろんその目的は、*Chirotonia* が聖俗の公職就任者を選出する本来のあり方と証明することにある<sup>20)</sup>。つまりハリントンは、旧約聖書そのものの記述から、*Chirotonia* が民衆による選挙を意味すること、そしてその選挙方法はくじや挙手など多様性が存在することの二つを立証しようとする(520)。その際には、旧約聖書の註解を行っ

19) Calvini (1936), p. 55 : 67 頁。なお訳語は適宜改めた。

20) ハリントンは、フィロンによって、「モーセが *Chirotonia* を導入したことが「投票札の使用と対立に解釈」されているが、それは不適切とする。実際には、ローマでの慣行にみられるように、投票札の使用は民衆による選挙を含むものであり、モーセは選挙の一手段として投票札を使用したに過ぎない。つまり「元老院議員つまりサンヘドリンの長老、士師〔裁判官〕……、聖職者……などいかなる〔聖俗の〕執政官であれ、その任命 *ordination* は、投票札であれ口頭であれ、*Chirotonia* つまり民衆の選挙によって遂行された」のであった(519)。上記のことは、ユダヤの律法学者や聖職者たち (Gemara Babylonia, Midbar Rabba, Sepher Siphri, Sepher Tanchuma, Solomon Jarcius, Chiskuny, Abarbinel, Ajin Israel, Pekiktha Zoertha) の聖書解釈からも確認できるとハリントンは言う(520)。なおポーコックは、これらの人物たちの書籍をハリントン自身が精査したというよりも、むしろセルデンが精査した結果に大幅に依拠していると推測している (*Works*, p. 520, n. 1)。

フィロン (Philon Judaeus or Alexandrinus, c. BC25-c. AD50) は、ローマ帝国属州時代のアレクサンドリアで活躍したユダヤ人哲学者で、ユダヤ思想をギリシャ哲学的な手法によって分析することを試みた。この手法は、初期キリスト教徒に受け入れられ、その後のキリスト教におけるユダヤ理解の有力な方法の1つとなった (Kamesar (2009), chs. 1, 8, & 9)。 Hammond も自説の一部をフィロンに依拠している (Hammond (1653 [1652]), pp. 314-318, §3; Hammond (1674), p. 505, lines 1-42)。



ている二人の偉大な「タルムード学者」のセルデンとグロティウスの議論も参照すべきとハリントンは強調している。

しかしながらハリントンは同時に、次のような重要な留保も付している。すなわちハリントンは、セルデンやグロティウスの旧約聖書解釈に依拠しつつも、彼らの解釈自体をも吟味し、信頼できる部分には拠り、そうでない部分には、依拠しない理由と自らの異論を提示しつつ議論を展開すると説明しているのである(520)。換言すれば、ハリントンは、自らの論敵であるハモンドやシーマンに対抗する手法である聖書の註解を、自説に近似するセルデンやグロティウスにも厳密に適用することで、自説が十分に吟味されたものであることを印象付けようと試みているのである<sup>21)</sup>。

ハリントンが注目する旧約聖書の議論は、『民数記』第11, 16, 24の各章、そして『申命記』第1章第13-15節である。これらの文言は、モーセが独断で元老院議員を選んだという説明ではなく、次のように解すべきとハリントンは言う。すなわちモーセは元老院を設立する際に、その構成員70名の選出方法を神に相談したが、民衆が選出した者を神自身が選ばれた者としてモーセが受けとめて彼らを元老院議員に選任(追認) constituteするように神が指示されたと理解すべきである(520)<sup>22)</sup>。ここでもハリントンは、実質的な代表選出権が民衆にあることを強調している。

そして民衆による選出に関して、その方法が多様であったことをハリントンは付加的に説明する。すなわち民衆による選出が投票札あるいは口頭のいずれで行われるかは可変的であり、また投票札が「くじ」を意味する場合もあれば、「選挙」の場合もあった(521)。もちろんいずれの方法であれ、「(特定個人や特定党派を有利に扱うことがないので) 同じ程度に民衆的」であるが、選挙方法の全てが「同じ程度に賢明なのではない」(521)。くじの場合は、偶然に左右され過ぎる事柄への適用は不適切である。例えば、土地の分割はくじのほうがよいが、より優秀な者を各州の代表者として選出する際にくじを用いれば、不公平で偏った結果になる。くじによってカナンでの土地分割が実施されたのはこの故である(521)。上記以外にも、くじと選挙とを併用する場合もある(521)。すなわち資質の優劣を見出すためには選挙を、資質の同格なものから誰かを選ぶ場合、また、「新しい官職を設置」する際などの誰が適任者であるかを考えられない場合も、くじによる選出が優れているという(521)。

また独裁官 dictator もしくはイスラエルの士師 judge、そして王の選出に関する旧約聖書の記述(『士師記』第2章第16節、第11章第5節、第11節、『申命記』第17章第15節、『サムエル記』上第10章第17-24節、シゴニウスの註解<sup>23)</sup> など)を典拠によっても、「民衆の心に自らを支配する

21) もっともハリントンは、グロティウスを批判的にしか議論しない。ポーコックは、その理由を、グロティウスが主教制に親和的な教会起源論を採る点に求めている(*Works*, p. 528, n. 1, p. 532, n. 2)。

22) トゥーマーによれば、マイモニデスなどのタルムード学者たちが71人説(70人の元老院議員とモーセ)を「一致して」提唱していること、グロティウスなどのキリスト教学者たちが72人説(『民数記』第11章第24-30節を根拠。70人の元老院議員と、エルダドとメダド)を採ること、カトリックが後者を一般的に採用していることなどに言及しつつ、セルデン自身は、フィロンやキリスト教の教父に従って、70人説を支持している(Toomer (2009), vol. II, pp. 732-733)。この事例からも、ハリントンが一括するセルデンとグロティウスが、聖書解釈の全てについて一致しているわけではないことがわかる。

23) シゴニウスの註解とは、*De Republica Hebraeorum* (Frankfort, 1585) のことで、シゴニウスはヘブライ語資料を分析する言語的資質を欠き、またカトリック教徒でもあったが、そのヘブライ世界に関する解釈は、ヨーロッパのプロテスタント世界に深い影響を与えたとされている(Nelson (2010), pp. 18-19)。

監督者を選ぶように神が仕向けた」のであり、あくまでも神の意を受けて選出したのは民衆の *Chirotonia* であることは明らかとハリントンは主張する (524)。なぜなら『士師記』第20章第1-2節で言及されているように、民衆は「神の集会 the *ecclesia* or congregation of God」と呼ばれ、「この集会の決定 *chirotonia*」は「神による決定 *chirotonia*」と呼ばれているからとハリントンは解説するのである<sup>24)</sup>。

そして神と民衆の決定が同一であるとみなす自らの解釈の妥当性を強調するために、ハリントンは「グロティウスの矛盾」という指摘を行う。この指摘は大変興味深いことに、グロティウスの(旧約聖書ではなく)新約聖書解釈、具体的には、その著『聖なる事柄に関する最高権力の支配権について』(1647年)第10章第5節に現れる『使徒行伝』第1章第26節の解釈に関するものである<sup>25)</sup>。(ユダが脱落した後任としての)11番目の使徒としてマティアがくじによって選抜されたことについて、グロティウスは、一方では、くじによって「民衆ではなく、神が」彼を選抜したこと(すなわちくじは神の意志の体現)を意味するとし、他方では、くじは神の意志とは無関係であるかのよう記述している (524)。

そして聖職者の選出に関して、くじか民衆による選挙のいずれかによるのであり、特定の人物による認証ではないとハリントンは言う (525)。例えば『民数記』第8章第9-10節の記述から、後継指名、つまり現任者の一存による後継指名 *Chirothesia* が正当化されると思われるかもしれないが、彼らの選出さえも、全民衆の *Chirotonia* によってなされている (526)。しかし特定部族が聖職を独占するイスラエルのような状態は、理論的にも他の共和国の実例との比較作業を通して非常にまれであることがわかる。したがってそのような独占状態では、くじによる聖職者選出が正当性を持つ (526)。

以上の考察より、ハリントンは、*Chirotonia* は民衆統治から導出されること、そして重要なのは、*Chirothesia* による叙任、つまり聖職者自身の権限によって行われる叙任の方法が、特定の条件下で存在していたことも確認されると結論付けている点である (528)。そして *Chirothesia* の存在を全否定するのではなく、その特定の条件下での存在を強調しているが、その条件が何であるのかがハリントンの今後の議論において重要になる。

24) 『士師記』の節番号は、ポーコックも指摘するように、ハリントンによっては明記されていない (*Works*, p. 524, n. 7)。

また民衆の会議体の決定と神の意志とを同一視する後段の部分の典拠として、ハリントンはヨセフス『ユダヤ古代誌』第4巻を挙げているが、ここでも節番号は付されていない。ポーコックは同巻第66節に類似の表現(ヨセフス(1999), 第1巻, 354頁)があることを指摘している (*Works*, p. 524, n. 8)。なお引用文のイタリック体による強調は全てハリントンのものである。

25) Grotius (2001), vol. 1, ch. 10, sec. 5 (p. 463).ハリントンは引用する文章に続いて、グロティウスは、次のように続けている。それによれば、11番目の使徒としてマティアが選ばれたという文言は、「民衆の合意によって選ばれたと翻訳されてはならない」と付言している (*ibid.*)。その理由をグロティウスは、「神がお選びになった後で民衆が投票を求められたというのか、あるいは、神と同じ意見を民衆が持っていることを確かめるために招集されたというのであろうか」と述べている (*ibid.*)。つまり、グロティウスが否定したことをハリントンは実質的に主張しているのである。

## 5 Chirothesia の定着への第一の画期：バビロン捕囚

『優位性』第四章では、バビロン捕囚前後のユダヤの事例を参照しつつ、Chirothesia について考察し、それが当初より、君主政的統治や貴族政的統治に親和的であることを明らかにすると共に、バビロン捕囚後の叙任に関する誤った慣行の開始が、その変容の第一の画期とハリントンは主張するのである。

例えば、『サムエル記』上第8章第12節での、民衆の中から千人隊長、五十人隊長、そしてそれ以外の下級官吏を任命する権限を王が持つことになる経緯や、『サムエル記』下第8章第15-18節での、ダヴィデが王、ヨアブは最高軍事司令官、ヨシャファトが補佐官、ツァドクとアヒメレクが祭司、セラヤが書記官、ベナヤはペリシテ人とクレテ人の監督官に任命された事例を分析すると、Chirotonia つまり民衆の意思によって選出された者は誰一人おらず、彼らは王によって選出されたことが明快である(528-529)。この王による選出を、Chirothesia と呼ぶべきとハリントンは断定する(529)。ここでもハリントンは、Chirothesia を叙任の本来の姿として正当化することはないものの、それが、ある特定の条件下において過去に存在した点を認めている。

以上のような特定の条件下で Chirothesia が存在したことを確認しつつも、ハリントンはそれが叙任の本来の姿ではないと主張するために、ハモンドの叙任論を検討の俎上に挙げる。ハモンドは、『出エジプト記』第17章第11節を根拠に、Chirothesia が、祝福の儀式であり、ユダヤ人の間では一般的であることを確認しつつ、『創世記』第48章第14節で示されているように、父から子への財産贈与や相続のしるしとも言う。そこから、ハモンドは、マイモニデス(Moses Maimonides, 1135-1204)<sup>26)</sup>の解釈を紹介しつつ、「手を挙げること」が、補助者として立てる人物へ権力の一部を転移すること、もしくは、職務の継承の儀式であると結論付ける(529)<sup>27)</sup>。続いてハモンドは、新約聖書からも、「手を挙げること」が三つの用法、すなわち、他者のために祈ること(『マルコの福音書』第16章第18節、『テモテへの第一の手紙』第5章第22節)、父からの祝福の方法(『マルコの福音書』第10章第16節)、一部もしくは全ての権力を継承・委任させる方法(『使徒行伝』第6章第6節)と指摘する(529-530)<sup>28)</sup>。

26) マイモニデスとはラテン語表記したもので、ヘブライ語では、モーシェ・ベン＝マイモン(Mōšéh ben Mayimōn)、アラビア語では、イブン・マイムーン(ibn Maymūn)と表記される。中世ユダヤ教世界を代表するスペインのユダヤ教徒で、哲学、医学、法学、神学にも精通する。ユダヤ法に関する膨大な資料を体系的に整理し法典化した。聖句を、アリストテレス哲学を利用しつつ紐解く合理的な姿勢は、強い批判も受けつつも聖書の哲学的探究の指針として、トマス・アクィナスやスピノザなどの後世の思想家に多大な影響を与えた(大塚ほか編(2002), 234-235頁)。本稿で扱うセルデン、グロティウス、ハモンド、そしてハリントンも、(特にユダヤのサンヘドリン解釈に関する)自説の展開に当たり、マイモニデスをしばしば参照している。

27) Hammond (1653 [1652]), pp. 320-322, § 10; Hammond (1674), p. 506, line 40-p. 507, line 14.

なおハリントンによるハモンドからの引用文は、論旨に影響するものではないものの、原文と異なる箇所が数か所存在する。またポーコックによる脚注では、『民数記』第17章とされている箇所(*Works*, p. 529, n. 6.)は、実際には同書第27章の誤りである。

28) Hammond (1653 [1652]), pp. 323-325, § 11-13; Hammond (1674), p. 507, lines 15-46.

なおハリントンによるハモンドからの引用文は、ここでも、論旨に影響するものではないものの、原文と異なる箇所が数か所存在する。またポーコックは、ハモンドによって『マタイの福音書』とされている部分は、『マルコの福音書』が正確な記載であり、ハリントンはこのハモンドの過ちを放置していると記述している(*Works*, p. 530, n. 3)。しかしながら筆者は、そのような事実を確認できなかった。

もちろんハモンドが目にするのは、第三の含意である。彼によれば、「手を挙げること」の共通性に着目すれば、キリスト教の叙任とユダヤの元老院（サンヘドリン）における継承者の任命とが、厳密に対応していることに気がつく（530）<sup>29)</sup>。つまりハモンドは、権力の継承・委任は、現任者が独占的に行い得る後継者を指名する権限に基づく行為、つまり「聖職者固有の権威と機能」（『ルカの福音書』第24章第49節）であって、民衆による選出とは全く関係ないと新旧の聖書に関する自説を基に主張するのである。

もちろんハリントンはこのようなハモンドの解釈を受け入れることはない。例えばハリントンは、『民数記』第11章第26-29節における、エルダドとメダドのエピソードに言及しながら、彼らは（幕屋へは入っていないので、正式に承認されていない状態ではあるものの）既に宿営において民衆の選挙により長老として選出されていた経緯を強調して、実質的な選出が、Chirotoniaによって行われた事例と解すべきと強調する（530）<sup>30)</sup>。つまり、

確かに、[このエピソードが示す] 最初の元老院議員の民衆による選出 Chirotonia は、[エルダドとメダドが宿営で予言状態になるという] 奇跡を伴うものであった。しかし両議員が元老院自体から選出[現職議員による後継指名で選出]されたのであれば、なぜ Chirotonia によって [改めてその身分を] 承認してもらう必要があるのか と言う（530）。つまりハリントンは、実質的な選出権限は、民衆にあると強調するのである。そして、

サンヘドリンは世俗の法廷であり元老院であるから、[もし仮に] 自らの権原によって両議員を選出したとしても、それは聖職者ではなく、世俗の官吏によってではないのであろうか（530）。そして、次のようにハリントンは聖職者たちの無理解を皮肉交じりに批判する。

見上げたことに、聖職者たちは、神がまるで共和国の設立において人間[一般]の深慮に全く期待していないかのように誤解しているが、それは彼らの根拠ない優越感の産物に過ぎない。

しかし誰が人間の深慮を作ったのか、そしてそれは何の目的で作られたのか（530-531）。

ハリントンは、民衆の判断力である「人間の深慮」を、自らの指導者を適切に選出し、よりよく共和政を運営する神与の能力として重要視している。

以上のように断言しつつも、ハリントンは、Chirothesiaの根拠が聖書の記述の中に存在することも認めている。しかしそれは、ハリントンのよれば、ハモンドが誤解するような他の事例に普遍的に適用可能なものではなく、条件付きで例外的に存在しただけであった。そこで聖職者たちが自らの権原を僭称する際に依拠する事例に即して、ハリントンは具体的に反論を進めるのである。まず『申命記』第31章における、モーセによるヨシヤを後継者として指名した事例は、例外的であり「恒久的な権力のあり方 constitution」ではないとするのが、神の意志である（531）。なぜなら、モーセによる専決を許す特殊な事情と条件とが、当時のイスラエルには存在したからである。

ハリントンのよれば、この当時のイスラエルは、民衆が為政者 magistrates を選出可能な統治と

29) Hammond (1653 [1652]), pp. 324-325, § 13.; Hammond (1674), p. 507, lines 44-46.

30) ハリントンは、ここで、『申命記』第1章第13節における、部族ごとに指導者を選びそれを神が追認するエピソードもハモンド説への反証として挙げている。

またセルデンは、エルダドとメダドの事例に関連して、彼らに降りてきた「霊」とは神からの啓示や感化の意であり、第三の位格の聖霊とは明確に異なるとする註解を提示している（DS2, ch. 4）。

いう意味での共和政であったはずなので、民衆が為政者を選択できず、モーセのみが可能という状態を神が意図していたとは考えられない。なぜなら、

君主政へ移行する場合に民衆自身が君主を選出してよいとする明示的な法を既に与えていた神が、今度は、共和政下にある民衆が為政者を選ぶことを禁止する法を与える想定することは、なんとばかりしていることか (531)。

そしてハリントンは、モーセの事例が正当化される特殊な条件を以下のように説明する。

[モーセの事例に見られる] *Chirothesia* の導入を恒久的な方策と見なして、民衆からこの [選挙する] 権利を [永遠に] 奪うことと同一視するものがどこにしようか。当時 [建国期] のイスラエルは、共和国として設計された [ことは確かに事実である] が、土地つまり共和国を均衡させる土台を持たず、しかも敵と直面する戦時下でもあった。もちろんこの場合でも全為政者を選出する権利を民衆が持つことは、まったく問題がないどころか最良でもあった……(531, 強調は引用者)。

つまりこの事例が示していることは、当時のイスラエルが、「独裁権を持った護民官」を必要としており、「最も相応しいモーセの後継者は誰か」に関する判断は、「神の英知とモーセの知恵」に委ねられるべきであり、代表者選出に不慣れな民衆に全てを一度に任せることは危険ということに過ぎない (531)。このような理由から、「モーセはヨシュアを選ぶときのたった一度だけ、*Chirothesia* を行使した」のであり、ハリントンによれば、それ以降、ヨシュアの後継者として選ばれた全ての独裁官、判事、王は、*Chirothesia* により選ばれた事実はないのである (531)。

ところがハリントンによれば、「サンヘドリンの設立から 3000 年以上たった現在」においても、「邪な野心に満ち溢れた聖職者たち」は、新旧の聖書の記述の中に神やキリストの教えにはない主張を捏造している。すなわちモーセの事例に依拠すると称する *Chirothesia* の正当化、つまり「寡頭政的な創作物 *oligarchical invention*」の歴史的普遍性を主張しているのである (531)<sup>31)</sup>。

以上のように自らの解釈を提示した後で、ハリントンは、ここでも註解の重要性を強調する。なぜなら、*Chirothesia* が特定の条件下のみの例外的な選抜方式であるのかどうかは、「タルムード学者」や聖職者たちの間でも見解が分かれているから、それぞれの解釈を吟味することで、自説の正当性を主張するべきであるとハリントンは考えるからである。とりわけ、ハモンドは、自説の擁護のために偉大な「タルムード学者」の一人であるマイモニデスからの引用を行っているが、ハリントンの見るところ、マイモニデスの意図とは正反対の見解をハモンドは引き出している (531)<sup>32)</sup>。そこでハリントンは、自らの註解作業を行う際に、マイモニデスの理解者であり、かつ、「自らの時代における最も有能なタルムード学者」でもあるセルデンの解釈を重要視すると言明する (531)<sup>33)</sup>。

ハリントンは、セルデンのサンヘドリン解釈に依拠しつつ自説を展開する。まずスパルタ共和国

31) 実際、ハモンドが利用するマイモニデスの言葉も、むしろハリントンの批判を裏書している記載に満ち、また同時代で最も有能な律法学者であるセルデンの説明からも明らかであるとハリントンは明言する (531)。

32) ハリントンはハモンドのマイモニデス解釈の典拠を逐一明記しているわけではない。

33) ハリントンは、*Chirotonia* と *Chirothesia* の関係を説明する際に、セルデンの『サンヘドリンについて *De Synedriis*』(1650, 1653, 1655)、特にその第二巻第 4 章以降の議論に依拠しているが、ポーコックは、ハリントンのセルデンへの依拠の程度については未解明の研究課題と指摘する (Pocock (1977), p. 94)。そしてセルデンはホップズも依拠する思想家でもあったので、*Chirotonia* と *Chirothesia* の解釈が、ホップズ、ハモンド、そしてハリントンの論争を結び付けてもいるのである (Pocock (1977), p. 94)。

の土地相続法と元老院のあり方の両面において、「奇妙なほどイスラエル共和国と類似」する点を指摘し、叙任の検討に深い関係を持つ、その元老院のあり方に注目すべきとする(531)。つまりスパルタの立法者リュクルゴスは、「一気に完全な国制を立ち上げ」しかも網羅的に法を整備した点で、イスラエル共和国で言うところの神やモーセに相当するが、法の提案を職務とするスパルタの元老院に残された仕事は何もないことになるので、他の存在理由があったはずとハリントンは言明する。それは、最高裁判所としての機能である(531-532)。したがって、イスラエル共和国の元老院であるサンヘドリンもまた、審議機能と裁判機能を持つ機関であったと言える。

そしてこの両機能を持つ元老院たるサンヘドリンは、『申命記』第17章第8-9節に記述されるように、その構成員が聖職者であることを前提条件としていないとハリントンは主張する。ハリントンによれば、元老院が実際に「聖職者とレビ人」から構成された理由は、彼らが当時の智者であり、その学識に基づき選任されたのであり、決してそれ以外の能力によるのではなかったとハリントンは注意を促す(532)。すなわち、学識こそが元老院議員の前提条件であり、聖職者であることを元老院議員の前提条件とするハモンドたちの解釈に反論している。

加えて彼らの選出は、民衆による投票 Chirotonia によって行われていたが、「いつのころからかは特定できない」が、次第に Chirothesia に取って代わられるようになったとハリントンは解する(533)。ここでハリントンによって反駁されるのは、ヨセフス(Flavius Josephus, 37-c. 100)やフィロンの解釈である。彼らはイスラエル共和国を貴族政的な原理に基づいていたと解し、「バビロン捕囚もしくは、エズラによる共和国の再建」より前から Chirothesia が導入されていたとする(534)<sup>34</sup>。しかしながらハリントンによれば、事実は反対で、神は Chirotonia を最初に導入されていたのである(534)。そしてその後、イスラエルにおける全ての選挙が、紀元前300年位までに「長老派によって寡頭制的に変質 usurped させられ」、その結果、民衆から Chirotonia が奪われたのである(534)。その具体例は、紀元前一世紀頃の律法学者でありサンヘドリンの第一人者でもあったヒレル(Hillel the elder)<sup>35</sup>によって、現職の聖職者がその後任を選任する場合は元老院の第一人者による許可が不可欠とした出来事である(535)。これをきっかけに、イスラエルの貴族層は、寡頭政的に変質し、その後、その寡頭政は「その統治の本性に従って」次第に君主政的なものに近づき、やがては明示的に君主政が民衆の選挙により承認されるに至ったのである(534-535)。つまりマイモニデスも言うように、イスラエルの長老派の Chirothesia は、民衆の Chirotonia を機能不全に陥

34) この箇所について、ヨセフスやフィロンの著作の該当部分をハリントンは記していない。

ヨセフスは、ローマ帝国ユダヤ属州時代のエルサレムで生まれ、実務家として政治や軍事に従事するも、その後は『ユダヤ戦記』や『ユダヤ古代誌』などの豊富な同時代資料を今に伝える著作を著した(秦(2000a))。

両者は共に、後代のキリスト教思想においてユダヤ教や旧約聖書を理解するための古典となっている。秦によれば、「紀元後一世紀のヘレニズム・ローマ世界は、のちのキリスト教世界にとってもっとも重要な人物と見なされるに至る三人のユダヤ人を輩出した。イエスと、ヨセフスと、フィロン(フィローン)である。イエスは何の著作も残さなかったが……、ヨセフスとフィロンは膨大な著作群をギリシア語で書き残し、それはさまざまな仕方キリスト教徒によって利用され、あたかもキリスト教陣営の相続財産であるかのようにして読み継がれてきた。フィロンは四世紀の有力な教会史家エルセビオスによってキリスト教徒とすら見なされた」と記している(秦(2000b), 252頁。なおエルセビオスの影響については、秦(2000a), 第三章を参照)。

35) ヒレルは、タルムード研究の有力学閥の創設者で、その解釈がほぼ正統的なタルムード解釈とされてきた。マイモニデスもヒレルについて言及している(COM, book 1, ch. iv, §5, 11)。

らせる過程で生じたのであり、後代の聖職者が、このヒレルの改変を見習って、Chirothesia が本来の姿とする彼らの欺瞞的主張を引き出したというのが歴史的な事実である (536)<sup>36)</sup>。

バビロン捕囚後の共和国再建から離散までの間のユダヤ人の歴史を追うと、イスラエルにおける君主政は、寡頭政によって、寡頭政は貴族政によって、そして貴族政は Chirothesia によってきっかけを与えられたことがわかる (536)。

以上のように説明したハリントンは、Chirothesia が例外措置としての含意を喪失するもうひとつの理由を、再び、イスラエル共和国の特殊な土地所有にみる。

それ自身の偉大さと民衆の支持によって立てられたにもかかわらず、この〔ユダヤの〕君主政が僭主政に他ならなかった原因は、土地所有の均衡の不十分さという別の原理から引き出されるように思われる (536、強調は引用者による)。

つまりハリントンによれば、バビロン捕囚後のイスラエル共和国における Chirotonia から Chirothesia への変化を、土地所有の均衡の問題と関連付け、それが民衆による自主的な選択による王政から、民衆の意思とは関係ない王政＝僭主政へと性格を大きく変質する条件整備をしたとみなすのである。つまり、当時の土地所有のあり方が Chirothesia を恒久的に正当化する働きを持ったとハリントンは解するのである。

大変興味深いことに、ハリントンが依拠するセルデンは、上記と同様の結論を保持しつつも、サンヘドリンの議員資格に関して別様の根拠を示している。それは、叙任の（任命の仕方ではなく）効力に関して二種類の類型が存在するというものである。セルデンはマイモニデスによりつつ、第一に、道徳的な禁止事項と許可事項（'binding and loosening'）とを判断できる資質と能力を持つ者を、「長老 elder」と呼ぶことを認定する叙任（厳密には「限定的な叙任 limited ordination」と呼ばれる）が存在する。この「長老」の職権は、認定を受けた地のみで有効とされた。対照的に、第二の叙任は、同じ資質と能力を認められるもので、その職権がイスラエルの地に限られない者を「士師 judges」と認定する叙任である。例えて言えば、前者は、法律を解釈する資質を有すると認定された法学博士（智者としての聖職者。その助言は有効ながらも強制力はない）であり、後者は公的な強制力を持つ法的判断を行い得る裁判官（聖職位にある智者）である。これら二種類の資質を持つ者が、サンヘドリン（元老院）を構成することから、聖職者であることが議員の要件ではないとセルデンは解釈しているのである<sup>37)</sup>。

加えてセルデンは、上記の二種類の叙任の存在を前提に、パウロやバルナバによる属州での長老の任命は、前者の型、すなわちその職権（法的判断）の通用範囲が任命された属州に限定される「限定的な叙任」を意味すると明言している。

対照的にハリントンは、セルデンに従って叙任の二類型への言及はあるものの、それ以上、議論を展開することなく、Chirothesia の存在根拠を土地所有の問題に帰着させている (533-534)。この解釈によってハリントンは、（その詳細は次章で議論するが）新約聖書に描かれたパウロやバルナバ

36) COM, book 1, ch. iv, § 5, 11. セルデンもマイモニデスを参照しながら、サンヘドリン構成員の寡頭政的な任命への変容に与えたヒレルの影響を指摘している (DS2, ch. 7, § 1, 4)

37) DS2, ch. 7. ここでの議論に当たりセルデンはマイモニデスに依拠している旨を記しているが、マイモニデス自身は、叙任者と非叙任者とが共にパレスチナに居住している場合、いずれかがそうでない場合など、セルデンよりもさらに詳細な分類を行って職権の範囲（管轄権）について議論している (COM, book 1, ch. 4)。またサンヘドリンの全ての構成員を聖職者と見なすのは不適切というセルデンの主張は、DS2, ch. 8にある。

の事例による Chirotonia の正当化という自説に対する、セルデン解釈からの影響を回避しているかのようにあり、また土地所有状況と政体や叙任の照応関係を重視する独自の議論を展開していることがわかる<sup>38)</sup>。

## 6 Chirothesia の定着への第二の画期：教皇制の確立

土地所有との関係で叙任の性質が変質したとみる視点は、ハリントンが、Chirothesia が定着する第二の画期—それをハリントンは「第二の長老制」の確立と呼ぶ—としての、「確固たる基盤を持つ支配力に裏付けられた教皇制 a well-balanced empire of the papacy」の問題点の指摘に繋がる(537)。教皇制は、イタリア全土をほぼ所有する状態に基づいて成立しているため、第一の画期よりもはるかに優れた安定性、すなわち(Chirotonia ではなく) Chirothesia を正当化する確かな担保能力を持つ(537)。

Chirothesia によって宗教界を支配し続けるべきだという迷信のために、教皇は、偉大で敬虔な[世俗の]君主のひとりとなる。それは盤石な土地所有の上に成立し、巧みな政策によって統治を行う。つまり支配領域内では[自らの支配権にとって有益な]土地所有の均衡に支えられ、[対外的には]キリスト教圏最大の君主たちと緊密なつながりを持つことによってである。そしてその勢力圏において、聖職者たちは自らの土地所有のゆえに、三つの支配階層のひとつを形成しているのである(537、強調は引用者)<sup>39)</sup>。

以上の支配様式をハリントンは、「ゴシック的[な統治の]型 the Gothic model」と呼ぶ(537)。

その統治の型において世俗君主たちは、「自らの土地所有」によって第三身分となり、かつ、「教皇による後押しを受ける」聖職者の持つ政治への影響力によって自らの統治を支えており、ここにおいては民衆に依拠する統治が根付くことはないハリントンは批判する(537)。また仮にヘンリ八世のように、聖職者から土地を剥奪して影響力を削いだとしても、(その統治を聖職者に代わって支えるような「貴族層」が存在しない限り)その統治は一時的にしか成功せず、安定しない(537)。これらの事情を全て勘案してゴシック的統治の問題点を十分に理解すれば、その統治が、イスラエルの君主政やローマの帝政のように軍事力に依存した場合は「寡頭政や僭主政」をもたらし、土地所有の均衡に支えられる場合は、「教皇制やゴシック的統治を行う全ての王国」に見られるような種類の君主政を生ぜしめることがわかるとハリントンは言うのである(537)<sup>40)</sup>。そしてそのような統治を正当化し、またそれが依拠する官職者任命の方法である「Chirothesia とは、民衆を締め出す政策」に過ぎないとハリントンは強調するのであった(537)。

本章では『優位性』第一～四章の予備的議論を分析することで、ハリントンがグロティウスやセ

38) パウロやバルナバが伝道の渦中で各地の教会の長老を任命した事例について、ハリントンは次のように説明している。すなわち彼らは、民衆的な政治体制をとる各地(属州)でキリスト教を布教するとき、各教会で Chirotonia の原理に従って長老を選出した(538)。

39) ハリントンは、紀元前一世紀頃のギリシャの歴史家であるディオドロス・シクルスの説を、典拠を示さないうまま紹介し、王国収入の三分の一を占めるエジプトの聖職者たちもまた Chirothesia に適合的であることがわかると付言する(537)。

40) ここで示された認識は、『オシアナ共和国』におけるブリテンの内乱分析において原初的には提示されていた(*Works*, pp. 188-207)。



ルデンなどの「政治的ヘブライ主義」の政論家の旧約聖書に関する註解を参照しつつ、同様の註解的な手法を用いて自らの叙任理解を提示した様相を議論した。それによれば、叙任には、全ての聖俗の官職者を民衆により選出する Chirotonia と、単独者・少数者により選出する Chirothesia の二種類が存在してきた。そして後者は土地所有の不均衡などの特殊な条件下でのみ正当化される例外的な叙任形態であり、前者こそが叙任の本来的な姿であるとされた。

以上の議論を踏まえて、次章での議論のために留意すべき点を3点提示したい。第一に、ハリントンが民衆の意志という場合、意思決定への参画者の多寡の観点での民衆と、それを二院制システムの中で表現した観点からの民会という含意が、明確に区別されずに使用されている。この点は、これまでの議論の総括的な内容を持つ『優位性』第五章において、民衆の意志とハリントンが表現した場合に意味されることを分析するときに、これまで以上の重要性を持つ。

第二に、ハリントンが依拠すると明言したセルデンの叙任理解には、被叙任者の権能やその管轄権の範囲を制限する考え方（限定的叙任）があるにもかかわらず、ハリントンはそのことに明示的に言及しないまま、しかもその説を実質的には退けるかのように、叙任の形態を土地所有状況との照応関係を把握する自説を提示している。このことは、パウロとバルナバの事績をどのように評価するのかに関する彼らの新約聖書理解（特に『使徒行伝』理解）に多大な影響を与えることになる。

第三に、ハリントンは旧約聖書の内部の矛盾的な文言の解釈に際して、新約聖書の文言を対照させて自説を展開する機会が多いことから、彼の主要な関心は、やはり新約聖書にあるのではないかと推測することができる。すなわち新約聖書を軸に新旧の聖書解釈の統一的な把握を試みることがハリントンの特徴であり、(E・ネルソンが主として強調するような)旧約聖書理解の独自性にあるとする解釈の妥当性の吟味が不可欠になる<sup>41)</sup>。

## 参考文献

- ODNB: *The Oxford Dictionary of National Biography online*, Oxford.
- DS2: Selden, John (1653), *Ioannis Seldeni De synedriis & praefecturis iuridicis veterum Ebraeorum liber secundus*, London, Wing (2nd ed.)/S2425A.
- COM: Hershman, Abraham M. ed. (1949), *The Code of Maimonides: book fourteen The Book of Judges*, New Haven: CT.
- Works: Pocock, J.G.A. ed. (1977), *The Political Works of James Harrington*, Cambridge.
- Hazel, John (1999), *Who's who in the Greek world*, London.
- Wilson, Nigel ed. (2006), *Encyclopedia of Ancient Greece*, New York: NY.
- 大塚和夫ほか編 (2002), 『岩波イスラーム辞典』岩波書店。
- Aristotle (2005), *Politics with an English translation by H. Rackham*, MA: Cambridge. (牛田徳子訳、『政治学』京都大学学術出版会, 2001年。)
- Calvini, Joannis (1936), *Insitutionis Christianae religionis 1559 librum IV continens*, Monachii. (渡辺信夫訳、『キリスト教綱要 改訂版 第4編』新教出版社, 2009年。)
- デモステネス (2003), 『弁論術 4』京都大学学術出版会。
- エラスムス, デシデリウス (1989), 木ノ脇悦郎訳「新約聖書序文」金子晴勇ほか訳『宗教改革著作集 第2巻』教

41) Nelson (2010). ネルソンは、旧約聖書解釈自体に着目してハリントンを「政治的ヘブライ主義」者と解するが、本稿での議論を踏まえると、むしろ新約聖書解釈にひきつけて旧約聖書へ言及する彼の仕方こそその独自性があるのではないだろうか。

- 文館, 209-262 頁。
- Filmer, Robert (1648), *The anarchy of a limited or mixed monarchy. Or, A succinct examination of the fundamentals of monarchy, both in this and other kingdoms, as well about the right of power in kings, as of the originall or naturall liberty of the people. A question never yet disputed, though most necessary in these times*, London, Wing (2nd ed.)/F910.
- Ferne, Henry (1655), *Of the division between the English and Romish church upon the reformation by way of answer to the seeming plausible pretences of the Romish party/much enlarged in this edition by H. Ferne ...*, London, Wing/F796.
- Grotius, Hugo (2001), *De Imperio Summarum Potestatum Circa Sacra*, 2vols., Leiden.
- Hammond, Henry (1653[1652]), *A letter of resolution to six quaeres of present use in the Church of England*, Wing (2nd ed.)/H545.
- (1674), *The vvorkes of the Reverend and Learned Henry Hammond*, London, Wing/H506.
- ヨセフス, フラウィウス (1999), 『ユダヤ古代誌』第1-6巻, 筑摩書房。
- Seaman, Lazarus (1647), *The diatribe proved to be paradiatribe. Or, A vindication of the judgement of the reformed churches, and Protestant divines, from misrepresentations concerning ordination, and laying on of hands*, London, Wing (2nd ed.)/S2174; Thomason/E.413[9].
- Suidas (1705), *Suidas. Suidæ lexicon, Græce & Latine. Textum Græcum cum manuscriptis codicibus collatum a quamplurimis mendis purgavit, notisque perpetuis illustravit ...* (Cantabrigiæ, 1705), 3 vols.
- Champion, Justin (1992), *The Pillars of Priesthood Shaken: the Church of England and its enemies 1660-1730*, Cambridge.
- (2003), *Republican learning: John Toland and the crisis of Christian culture 1696-1722*, Manchester.
- Dickey, Eleanor (2007), *Ancient Greek scholarship: a guide to finding, reading, and understanding scholia, commentaries, lexica, and grammatical treatises, from their beginnings to the Byzantine period*, Oxford.
- Dodds, Gregory D. (2009), *Exploiting Erasmus: The Erasmian Legacy and Religious Change in Early Modern England*, Toronto.
- Jaffro, Laurent (2003), 'L'ecclésiologie de John Toland', in his ed., *John Toland, La Constitution primitive de l'Église chrétienne: The primitive Constitution of the Christian Church*, Paris, pp. 15-129.
- Kamesar, Adam ed. (2009), *The Cambridge companion to Philo*, Cambridge.
- Nelson, Eric (2010), *The Hebrew Republic: jewish sources and the transformation of European political thought*, Cambridge: MA.
- Neuman, Kalman (2008), 'Political Hebraism and the Early Modern "Respublica Hebraeorum": On Defining the Field', in Schochet, Gordon, Fania Oz-Salzberger, & Meirav Jones eds., *Political Hebraism: Judaic Sources in Early Modern Political Thought*, New York: NY, pp. 57-71.
- Pocock, J.G.A. (1977), 'Historical Introduction', in his *Works*, pp. 1-152.
- Sutcliffe, Adam (2003), *Judaism and Enlightenment*, Cambridge.
- Smith, David L. (1994), *Constitutional royalism and the search for settlement, c. 1640-1649*, Cambridge.
- Toomer, G. J. (2009), *John Selden: A Life in Scholarship*, 2 vols., Oxford.
- Tuck, Richard (1993), *Philosophy and Government 1572-1651*, Cambridge.
- 澤田典子 (2010), 『アテネ民主政 命をかけた八人の政治家』講談社。
- 秦剛平 (2000a), 『ヨセフス—イエス時代の歴史家—』筑摩書房。
- (2000b), 「解説」『フィロン フラックスへの反論／ガイウスへの使節』京都大学学術出版会, 251-281 頁。